


公表用

令和5年6月

狛江市議会第2回定例会提出議案

 東京都狛江市

提 出 議 案

	頁
1 議案第25号 令和5年度狛江市一般会計補正予算（第2号）	-4-
2 議案第26号 狛江市税条例の一部を改正する条例	-19-
3 議案第27号 狛江市手数料条例の一部を改正する条例	-21-
4 同意第3号 狛江市監査委員の選任につき同意を求めることについて	-23-
5 同意第4号 狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	-24-
6 同意第5号 狛江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	-25-
7 同意第6号 狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	-26-
8 同意第7号 狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	-27-
9 同意第8号 狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	-28-
10 同意第9号 狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	-29-

11	同意第10号	狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	-30-
12	同意第11号	狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	-31-
13	同意第12号	狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	-32-
14	同意第13号	狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	-33-
15	同意第14号	狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	-34-
16	同意第15号	狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	-35-
17	同意第16号	狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	-36-

議案第 25 号

令和 5 年度狛江市一般会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第25号別紙

令和5年度

狛江市一般会計補正予算(第2号)

令和5年度狛江市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度狛江市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ307,980千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,217,942千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月8日提出

狛江市長

松原 俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
15. 国庫支出金		5,825,532	298,620	6,124,152
	2. 国庫補助金	1,070,782	298,620	1,369,402
16. 都支出金		5,452,045	3,043	5,455,088
	2. 都補助金	3,497,048	1,854	3,498,902
	3. 委託金	198,798	1,189	199,987
20. 繰越金		148,761	6,237	154,998
	1. 繰越金	148,761	6,237	154,998
21. 諸収入		638,481	80	638,561
	5. 雑入	626,391	80	626,471
歳入	合計	31,909,962	307,980	32,217,942

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
3. 民生費		17,187,262	291,840	17,479,102
	1. 社会福祉費	6,603,779	288,650	6,892,429
	2. 児童福祉費	8,042,100	3,190	8,045,290
4. 衛生費		2,782,699	12,215	2,794,914
	1. 保健衛生費	1,206,673	12,215	1,218,888
10. 教育費		3,561,608	3,925	3,565,533
	1. 教育総務費	677,613	△21,057	656,556
	3. 中学校費	598,304	5,366	603,670
	4. 幼児教育費	472,758	8,066	480,824
	5. 社会教育費	710,330	1,500	711,830
	6. 保健体育費	140,220	10,050	150,270
歳出	合計	31,909,962	307,980	32,217,942

狛江市一般会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金	5,825,532	298,620	6,124,152
16. 都支出金	5,452,045	3,043	5,455,088
20. 繰越金	148,761	6,237	154,998
21. 諸収入	638,481	80	638,561
歳入合計	31,909,962	307,980	32,217,942

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	都支出金	地方債	その他	
3. 民生費	17,187,262	291,840	17,479,102	288,650	3,190	0	0	0
4. 衛生費	2,782,699	12,215	2,794,914	0	12,215	0	0	0
10. 教育費	3,561,608	3,925	3,565,533	9,970	△12,362	0	80	6,237
歳出合計	31,909,962	307,980	32,217,942	298,620	3,043	0	80	6,237

2. 歳入

(款) 15. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費 国庫補助金	千円 113,905	千円 288,650	千円 402,555	1. 総務管理費 補助金	千円 288,650	5. 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 千円
5. 教育費 国庫補助金	9,505	9,970	19,475	3. 社会教育費 補助金	9,970	2. 地方スポーツ振興費補助金
計	1,070,782	298,620	1,369,402			

(款) 16. 都支出金

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費都補助金	千円 1,698,388	千円 3,190	千円 1,701,578	6. 児童福祉費 補助金	千円 3,190	17. 保育所等利用多子世帯負担軽減事業費補助金 千円
3. 衛生費都補助金	77,393	12,215	89,608	1. 保健衛生費 補助金	12,215	8. とうきょうママパパ応援事業補助金 4,165 10. 区市町村との共同による感染拡大防止対策推進事業補助金 500 11. 妊婦健康診査支援事業補助金 7,550
7. 教育費都補助金	159,398	△13,551	145,847	1. 教育総務費 補助金	△18,551	6. 部活動指導員配置経費補助事業補助金 2,206 14. エデュケーション・アシスタント配置支援事業補助金 △20,757
				2. 幼児教育費 補助金	5,000	3. 私立幼稚園等送迎バス等安全対策支援事業費補助金
計	3,497,048	1,854	3,498,902			

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 教育費委託金	千円 3,783	千円 1,189	千円 4,972	1. 教育総務費 委託金	千円 1,189	3. 文化プログラム・学校連携事業委託金 △300 4. 運動部活動の地域移行等に向けた実証事業委託金 1,489
計	198,798	1,189	199,987			

(款) 20. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	千円 148,761	千円 6,237	千円 154,998	1. 繰越金	千円 6,237	1. 前年度繰越金
計	148,761	6,237	154,998			

(款) 21. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 雑入	千円 626,391	千円 80	千円 626,471	6. 雑入	千円 80	6. 雑入
計	626,391	80	626,471			

(款) 21. 諸収入

3. 歳出

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明
				特定財源				一般財源	区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉 総務費	千円 1,941,397	千円 288,650	千円 2,230,047	千円 288,650	千円	千円	千円	千円		千円	
									10. 需用費	303	38. 住民税非課税世帯特別給付金
				288,650					1. 消耗品費	100	288,650
									4. 印刷製本費	203	[福祉相談課] 需用費 303
									11. 役務費	2,011	消耗品費 (100)
									1. 通信運搬費	1,634	事務用消耗品
									3. 手数料	377	印刷製本費 (203)
									12. 委託料	16,336	封筒
									18. 負担金、補助及び交付金	270,000	役務費 2,011
											通信運搬費 (1,634)
											郵送料 1,122
											電話料 512
											手数料 (377)
											金融機関振込手数料
											委託料 16,336
											給付金システム改修委託 2,393
											住民税非課税世帯特別給付 金事業支援業務委託 13,943
											負担金、補助及び交付金 270,000
											住民税非課税世帯特別給付 金
計	6,603,779	288,650	6,892,429	288,650							

(項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 児童福祉 総務費	千円 2,212,681	千円 3,190	千円 2,215,871	千円	千円 3,190	千円	千円		千円	千円	
					3,190			12. 委託料	3,190	2. 一般事務費 〔児童育成課〕 委託料 子ども・子育て支援システム改修委託	
計	8,042,100	3,190	8,045,290		3,190						

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 保健衛生 総務費	千円 570,435	千円 11,715	千円 582,150	千円	千円 11,715	千円	千円		千円	千円	
					11,715			1. 報酬	3,426	8. 母子保健事業関係費 〔健康推進課〕 報酬	
								3. 職員手当等	739	3,426	
								10. 需用費	37	1,912	
								4. 印刷 製本費	37	1,514	
								12. 委託料	7,354	739	
								19. 扶助費	159	37	
										(37)	
										7,354	
										159	
										妊婦健康診査受診費助成金	
2. 予防費	469,613	500	470,113		500						

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
2.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	18. 負担金、補助及び交付金	千円 500	10. 新型コロナウイルス感染症予防 500 〔高齢障がい課〕 負担金、補助及び交付金 500 社会福祉施設等におけるPCR検査等費用補助金	
計	1,206,673	12,215	1,218,888		12,215						

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
3. 教育指導費	千円 475,076	千円 △21,057	千円 454,019	千円	千円 △21,057	千円	千円		千円		
					△20,757			1. 報酬	△17,957	31. エデュケーション・アシスタント配置支援事業 △20,757	
								3. 職員手当等	△2,800		
								7. 報償費	△300	〔指導室〕 報酬 △17,957 エデュケーション・アシスタント報酬 職員手当等 △2,800	
					△300					32. 文化プログラム・学校連携 △300	
										〔指導室〕 報償費 △300 研究授業等講師謝礼	
計	677,613	△21,057	656,556		△21,057						

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明	
				特定財源					区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
2. 教育振興費	千円 88,426	千円 5,366	千円 93,792	千円	千円 3,695	千円	千円	千円 1,671		千円		
					3,695			1,671	1. 報酬	3,369	5. 部活動助成	5,366
									8. 旅費	16	[指導室]	
									1. 費用弁償	16	報酬	3,369
									10. 需用費	300	部活動指導員報酬(時間額)	
									1. 消耗品費	300)	
									12. 委託料	1,489	旅費	16
									18. 負担金、補助及び交付金	192	費用弁償	(16)
											部活動指導員出張旅費	
											需用費	300
											消耗品費	(300)
											地域部活動消耗品	
											委託料	1,489
											運動部活動の地域移行等に向けた実証事業実施委託	
											負担金、補助及び交付金	192
											地域部活動大会参加費負担金	
計	598,304	5,366	603,670		3,695			1,671				

(項) 4. 幼児教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明	
				特定財源					区分	金額		
				国支出金	都支出金	地方債	その他					
1. 幼児教育振興費	千円 472,758	千円 8,066	千円 480,824	千円	千円 5,000	千円	千円	千円 3,066		千円		
					5,000				12. 委託料	3,066	1. 私立幼稚園協会等補助	5,000
									18. 負担金、補助及び交付金	5,000	[児童育成課]	
											負担金、補助及び交付金	5,000
											幼稚園等送迎バス等安全対策支援事業費補助金	

(款) 10. 教育費 (項) 4. 幼児教育費

(款) 10. 教育費 (項) 4. 幼児教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1.	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	2. 私立幼稚園等園児保護者負担 軽減 3,066	
							3,066			[児童育成課] 委託料 3,066 就園奨励システム改修委託	
計	472,758	8,066	480,824		5,000		3,066				

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 社会教育 総務費	千円 272,208	千円 1,500	千円 273,708	千円	千円	千円	千円 1,500		千円	12. 地域学校協働活動推進事業 1,500	
							1,500	7. 報償費	1,500	[社会教育課] 報償費 1,500 キャリア教育講師謝礼	
計	710,330	1,500	711,830				1,500				

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	節		説明
				特定財源					区分	金額	
				国支出金	都支出金	地方債	その他				
1. 保健体育 総務費	千円 12,418	千円 10,050	千円 22,468	千円 9,970	千円	千円	千円		千円	6. 市民スポーツ振興費 10,050	
				9,970			80	7. 報償費	430	[社会教育課] 報償費 430	
							80	8. 旅費	2	運動の習慣化による健康づくり事業実行委員会委員報償 旅費 2	
								2. 普通旅費	2		
								12. 委託料	9,618		
計											

											普通旅費 (2)
											職員出張旅費
											委託料 9,618
											運動の習慣化による健康づくり事業実施委託
計	140,220	10,050	150,270	9,970			80				

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括 ()内は、再任用職員 別掲 【】内は、会計年度任用職員 別掲 (単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	(12) 【558】 435	759,541	1,696,350	1,448,666	3,904,557	637,190	4,541,747
補正前	(12) 【558】 435	770,703	1,696,350	1,450,727	3,917,780	637,190	4,554,970
比 較	(0) 【0】 0	△ 11,162	0	△ 2,061	△ 13,223	0	△ 13,223

(職員手当の内訳) (単位：千円)

区 分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員期末手当	備 考
補正後	286,585	33,033	61,707	8,640	102,560	784,368	207	36,489	24,890	110,187	
補正前	286,585	33,033	61,707	8,640	102,560	784,368	207	36,489	24,890	112,248	
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 2,061	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位：千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬	△ 11,162	その他の増減分	△ 11,162	その他の減少分	△ 11,162
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0	給与改定に伴う増減分	0
		その他の増減分	0	新陳代謝等に伴う増減分	0
職員手当	△ 2,061	制度改定に伴う増減分	0	制度改定に伴う増減分	0
		その他の増減分	△ 2,061	その他の減少分	△ 2,061

議案第 26 号

狛江市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市税条例の一部を改正する条例

狛江市税条例（平成 3 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ (略)</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、その輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)</u>で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの</p> <p>年額 3,700円</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ (略)</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、その輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの<u>及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの</u>を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの</p> <p>年額 3,700円</p>

改正後	改正前
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の狛江市税条例第82条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）の施行に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 27 号

狛江市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市手数料条例の一部を改正する条例

狛江市手数料条例（平成10年条例第34号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条・第4条関係）					別表（第2条・第4条関係）				
事項		単位	金額 (円)	備考	事項		単位	金額 (円)	備考
(略)					(略)				
8	住民票、戸籍の附票、除かれた住民票及び除	1通	200	多機能端末機による交付（住民票及び戸籍の附票の写しの交付に限る。）	8	住民票、戸籍の附票、除かれた住民票及び除	1通	200	多機能端末機による交付（住民票の写しの交付に限る。）

改正後					改正前				
かれた 戸籍の 附票の 写しの 交付	窓口におけ る交付	1通	300		かれた 戸籍の 附票の 写しの 交付	窓口におけ る交付	1通	300	
	郵送による 交付	1通	400			郵送による 交付	1通	400	
(略)					(略)				

付 則

この条例は、令和5年7月15日から施行する。

提案理由

多機能端末機による交付に戸籍の附票を加える運用を開始することに伴い、所要の改正を行うため。

同意第 3 号

狛江市監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市監査委員に選任したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都世田谷区喜多見九丁目
氏名・年齢	栗山 博行 ・ 51歳

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるため。

同意第 4 号

狛江市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市猪方二丁目
氏名・年齢	江藤 恭之 ・ 57歳

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるため。

同意第 5 号

狛江市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市教育委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都八王子市片倉町
氏名・年齢	斉藤 茂好 ・ 65歳

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるため。

同意第 6 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市岩戸北三丁目
氏名・年齢	三角 武久 ・ 62歳

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるため。

同意第 7 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市中和泉三丁目
氏名・年齢	飯田 孝 ・ 68歳

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるため。

同意第 8 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市猪方一丁目
氏名・年齢	小川 保 ・ 57歳

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるため。

同意第 9 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市中和泉三丁目
氏名・年齢	小町 寛行 ・ 52歳

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるため。

同意第 10 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都調布市入間町二丁目
氏名・年齢	紺矢 繁雄 ・ 56歳

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるため。

同意第 11 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市西野川一丁目
氏名・年齢	鈴木 康久 ・ 55歳

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるため。

同意第 12 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市西野川三丁目
氏名・年齢	富永 和宏 ・ 61歳

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるため。

同意第 13 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市中和泉五丁目
氏名・年齢	名古屋 隆 ・ 65歳

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるため。

同意第 14 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都東久留米市中央町六丁目
氏名・年齢	増田 純代 ・ 59歳

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるため。

同意第 15 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市駒井町三丁目
氏名・年齢	松坂 秀男 ・ 67歳

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるため。

同意第 16 号

狛江市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、狛江市農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都狛江市東和泉一丁目
氏名・年齢	谷田部 茂 ・ 66歳

令和 5 年 6 月 8 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるため。